

# 台湾におけるアーケード付き街屋建築の研究

中国科技大学 \*李東明  
日本工業大学 波多野純  
中国科技大学 周世璋

## 1. はじめに

台湾の歴史的な町並みの特徴のひとつに、アーケード付きの街屋建築<sup>1)</sup>がある。街屋建築は店舗と住宅の併用建築である。隣戸間で壁を共有する連続建てが多く、道路に面してアーケードを連続して設ける(図-1)。

本稿では、台北市内でも歴史的な町並みが最もよく残る迪化街を対象に、街屋建築の成立と変遷について、アーケードと街路に面したファサードを中心に実測調査を踏まえて明らかにする(図-2)。さらに、街屋建築の平面計画、都市整備との関連などを検討する。

## 2. 研究の対象と範囲

台北市迪化街は、かつては淡水河の港町として繁栄した。また、迪化街とその周辺は「大稻埕(ダーダウチェン)」とよばれ、台湾商業の中心地であった(図-3、図-4)。現在の迪化街は、大規模商業の中心地としての役割は終えたが、食料品や織物の問屋街として栄えている。



図-1 アーケード (1930年代)  
(出典:『撮影台湾』、1979年)



図-2 迪化街の町並み (1940年代)  
(出典:『撮影台湾』、1979年)



図-3 迪化街の位置



図-4 迪化街地域 (迪化街一段)

迪化街<sup>2)</sup>には、南北1km以上にわたって密度の高いファサードの街屋建築が並び、アーケードが連続している。迪化街における街路に面した建物は全部で320棟(東側149棟、西側171棟)ある。1950年以前に建設された歴史的な街屋建築は多様なデザインのファサードで飾られている。1950年代以降に建設された建物のファ

サードは画一化され、モルタル・洗い出し・タイルなどで簡単に仕上げられている<sup>3)</sup>。

迪化街の320棟の街屋建築から、ファサードのデザインに歴史的な特色のある156棟(東側71棟、西側85棟、図-5)を選び、本研究の検討対象とする。

## 3. 街屋建築の特徴

### 3-1 アーケード

本稿におけるアーケードは、台湾の町並みで随所に見られる街屋建築の前面につく「亭仔脚(ディン・ア・カ)」を指す。亭仔脚の造り方には様々な種類がある。現存するアーケードは、道路に面する街屋建築の前面に主屋と一体化して造られ、隣同士で連続することによって通路となる。かつては、道路全体を覆った「不見天」も存在したが、現存しない。



図-5 歴史的な特色のある街屋建築分布



図-6 1920年代の作業場とされたアーケード(出典:『台湾歴史影像』、1996)

日本統治時代（1895年～1945年）の『台湾家屋建築規則』などでも「亭仔脚」を正式名称とした。それ以前、清代にも自発的にアーケードを設置することがあったが、1936年の『台湾都市計画令』によって、アーケードを設けることが義務づけられた<sup>4)</sup>。現在でも迪化街では、すべての街屋建築にアーケードが付き、連続する通路となっている。

アーケードは街屋建築に付属し、建物の一部と認められている。1917年に遡る迪化街地域の地籍登録簿<sup>5)</sup>によると、アーケード部分は私有地である。アーケードは店舗の一部として商品の展示や作業場所に利用される（図-6）。同時に、歩行者の通路に供されている。

台湾の現行法規（『台北市建築管理規則』など）では、商業区にある店舗と、すでにアーケードが建設されている地域では、アーケードの付加を義務づけている。また、『建築技術規則』でも、アーケードの設置を奨励し、『平均地権条例』ではアーケードの土地の権利が私人にあることを認めた上で、公衆の利用に供することを義務付けている<sup>6)</sup>。

### 3-2 ファサード

現在の迪化街における街屋建築のファサードは、多様なデザインにあふれている。1850年頃の迪化街開発当初に建設された「ミンナン式」建築は積極的なファサードをもたなかったが、時代の変化に合わせ、それぞれの時代の流行を色濃く反映するようになる<sup>7)</sup>。

## 4. 街屋建築の様式と変遷

検討対象とする156棟の街屋建築について、現地調査をした上でファサードを基準に以下の5グループに分類し、称呼を付ける（表-1）。

「ミンナン式」<sup>8)</sup>：装飾的なファサードをもたない。ミンナン地域から渡来した中国の伝統的な街屋建築の様式。

「倣洋楼式」<sup>9)</sup>：洋風建築を真似し、建物の構造と配置は「ミンナン式」のまま、ファサードを洋風意匠で飾る。日本における「看板建築」に近い。

「洋楼式」：ファサードの意匠のみならず構造（煉瓦造）をふくめ全体に洋風建築を取り入れた建築。

「バロック式」：バロック風の装飾を取り入れた建築様式。実際には1900～1940年代の建築であり、ヨーロッパにおける16世紀～18世紀のバロックとは年代的に異なるが、意匠の近似性から「バロック式」と呼ぶ。この用法は1979年の『台湾建築史』<sup>10)</sup>など台湾の代表的な建築史書と、1988年の『迪化街特定専用区現状調査及発展可能性研究』<sup>11)</sup>、1990年の『大稻埕特定専用区初歩発展構想及都市設計之研究』<sup>12)</sup>、1995年の『大稻埕（迪化街）特定専用区計画案技術報告』<sup>13)</sup>などの迪化街を対象とした研

究報告で用いられ、定着している。

「近代建築式」<sup>14)</sup>：簡潔なデザインをもつ近代建築様式。1994年の『台湾建築百年』<sup>15)</sup>と『台湾近代建築之風格』<sup>16)</sup>など台湾の代表的な建築史書で用いられている。

街屋建築の典型的なパターンは奥行きが長い敷地に三つの棟を配置し、棟と棟の間には中庭がある。各棟は表から「第一進」、「第二進」、「第三進」と呼ばれ、進と進の間に「天井（ㄞ・ㄗイ）」あるいは「深井（ㄞ・ㄗイ）」と呼ばれる中庭を設ける。街屋建築は外壁を共有する連続建てであるから、通風や採光は中庭に頼っている。

表-1 街屋建築の様式変遷表

	出現年代	構造	ファサード
「ミンナン式」	1850年代	木造、土角・煉瓦造	無
「倣洋楼式」	1870年代	木造、土角・煉瓦造	煉瓦・モルタルで仕上げ
「洋楼式」	1890年代	煉瓦・RC造補強	煉瓦・モルタルで仕上げ
「バロック式」	1900年代	煉瓦・RC造	モルタル・洗出し・タイルで仕上げ
「近代建築式」	1910年代	RC造	モルタル・洗出し・タイルで仕上げ

## 5. 街屋建築の成立背景

### 5-1 街屋建築の由来

間口の狭い連続する街屋建築は中国南方市街の建築様式の影響を受けて成立した。中国南部福建省の泉州・鼓浪嶼、廣東省の広州・台城、東南部浙江省の紹興・南潯鎮・莊市鎮<sup>17)</sup>（図-7、図-8）、そしてアモイ、マカオ<sup>18)</sup>にも連続する街屋建築が存在している。さらに、東南アジアのシンガポール、マレーシア<sup>19)</sup>、世界各地にある唐人街（中華街）にもよく見られる。移民社会は故郷からライフスタイルを持ち込み、建物を造る時にも馴染んでいる様式を選択した。そして、台湾の風土と合わせて発展し、現在の独特な様式になったと判断できる。



図-7 江南の水辺アーケード（浙江省紹興・柯橋、出典：『老房子—江南水郷民居—』、1993年。）



図-8 江南水郷の街並み（浙江省紹興・柯橋、出典：『老房子—江南水郷。』、1993年。）

### 5-2 街屋建築の洋風化

19世紀後期には、ミンナン煉瓦を用いて洋風建築に似せて作る「倣洋楼式」建築が出現したが、建築技術が未発達であったため、純粋な洋風建築とはなっていない。後、煉瓦が規格化<sup>20)</sup>され、量産化により、煉瓦を主体とした純粋「洋楼式」建築が現れた<sup>21)</sup>。当時は、「現代化＝西洋化＝洋風」の考え方にしたがって、建築にもよく洋風アーチを採用した。

### 5-3 様式建築の導入と街屋建築への影響

#### ① 総督府・地方政府による計画的な街づくり

1914年、本町（現重慶南路）で総督府営繕課技師の野村一郎、中栄徹朗が設計を担当し、初めて2開間の設計を採用した3階建ての街屋建築が竣工した（図-9、図-10）。建築様式は後期ルネサンス式を採用し、アーケードの奥行は3.60mに統一された。仕上げは煉瓦とモルタル、柱にあるモルタルの帯飾りが特色であり、開口部には煉瓦造のアーチ型とRC造の平型両方がある。

#### ② 鉄道駅の建設に伴う駅前街づくり

1913年、台湾島の西部平原を縦に貫く縦貫鉄道が開通した。1915年、新竹・旧湖口・竹南において鉄道駅の建設に伴って、駅前に1区画の新しい2階建ての街屋建築が建てられた（図-11）。

#### ③ 台湾全島で行われた市区改正計画による道路拡幅工事

道路の拡幅工事により、道路に面した建物の一部が取壊された。このとき、残った建物の立面が整備された。1919年、大溪の下街（現和平街）、1920年、永楽町（現迪化街）の拡幅に伴って、建物のファサードが一新された。

### 6. 都市整備と法律の制限

#### 6-1 都市整備の影響

台北市では、現代化を目的とする衛生改善対策と現代化都市への改革事業の「市区改正」事業が施行された。はじめに、1908年から1909年に一年間をかけて萬華地域の市区改正事業が完成した。1912年には台北市市区改正協議委員会を成立し、台北市全域の市区改正が推進された。迪化街地域では1920年～1930年に市区改正事業が行われた。市区改正事業は台湾各地で施行され<sup>22)</sup>、道路拡幅によって数多くの街屋建築の前面が取壊された。これに併ない、

建物を修復する際に、新しい建築仕様を用いた例が多い。市区改正は街屋建築におけるファサードの装飾化を促進した。

#### 6-2 街屋建築に関する法律と命令

清代では、台北城内街屋建築の間口を制限する「丈八店面」<sup>23)</sup>規則以外に、街屋建築に対する統一な制限はなかった。

日本統治時期に入ると、1896年に台北県が通行障害となる。檐下通路の貨物などの放置を禁じる命令<sup>24)</sup>を出した。1900年の「台湾家屋建築規則」において、檐庇歩道（アーケード）の設置地区、幅、構造を地方長官が規定すると定めた。同年の「台北城内市区計画」において、計画道路の両側に12尺（3.64m）の「歩道」（アーケード）を設置すべき<sup>25)</sup>命令がでた。

最初の亭仔脚建築制限は台湾家屋建築規則の公告に伴い、台北州をはじめ、1900年から各州庁が次々に建築物制限規則を制定した。アーケード付きの街屋建築を法律で制限し、町並みを全体的に統一することになった<sup>26)</sup>。

1937年の『台湾都市計画令』第33条において、「亭仔脚」（アーケード）の設置が定められた。街屋建築に対する制限は、前述のように1900年に台北で実施されたもの<sup>27)</sup>、台湾全島に普及するのは1937年の台湾都市計画令の公告後になる。1937年、台湾都市計画令と施行細則の公告により、台湾家屋建築規則が廃止された。台湾都市計画令第33条<sup>28)</sup>に「亭仔脚又ハ之ニ準ズル設備」の設置は総督の命令に従うとなる。また、施行細則の第74条<sup>29)</sup>に設置より、基準は各州知事、庁長によって地方ごとに定められることとなった。

各州庁のアーケード建築制限は地方の風土に合わせたため、各州庁によって異なる。主に、設置場所、亭仔脚の寸法と仕上げなどを中心とした。制限の内容は表-5にまとめる。

終戦後の1965年に修正された台湾省建築管理規則も商業区において道幅7m以上の道路に面する建築物はアーケードの設置を義務付け、アーケード部分は建築物の敷地の面積及び建築面積に算入せずと規定された。アーケードの設置を奨励する措置とみられる。

### 7. 結論

アーケード付きの街屋建築は台湾における大いなる遺産である。アーケードは、清代では自発的な行為であったが、日本統治時代には法律で義務づけられた。アーケードを設けることにより、建物と道路の間に緩衝空間ができ、店舗の延長にもなる。さらに、町並みを貫通するアーケードによって町並みが結合され、アーケードは町並み全体に密接的な関



図-9 1920年代の本町（現重慶南路、出典：『撮影台湾』、1979年）



図-10 1920年代の本町（現衡陽路、出典：『撮影台湾』、1979年）



図-11 新竹の牌樓式建築（20世紀初期、出典：『台湾』、1988年）

係を与えた。

迪化街の建築様式は5種類にまとめられる。各様式の由来はすべて異なり、街屋建築の多様性を示している。各様式の出現年代と全盛期は、表-2に示すようになる。

したがって、ファサードのデザインが「ミンナン式」→「倣洋楼式」→「洋楼式」→「バロック式」→「近代建築式」と変遷することと、町並みの形成過程（中心部→中北部→北部→南部）とはきわめてよく対応している。

表-2 様式の年代および地域分布表

	出現年代	全盛期	主な分布地域
「ミンナン式」	1850年代	1850～1870年代	中北部、中心部
「倣洋楼式」	1870年代	1870年代	北部
「洋楼式」	1890年代	特定できない	北部
「バロック式」	1900年代	1910～1920年代	中心部、南部
「近代建築式」	1910年代	1930～1940年代	町並みに分散する

迪化街町並みの成長は1850年代からはじめ、1900～1940年代にピークに到達した。街屋建築の発展も町並みの成長に対応し、街屋建築の出現（1850年代）、成長（1870～1890年代）、最盛期（1900～1940年代）、そして衰退（1950年代～）は100年の間で行われた。建築様式の変遷もきわめて時代の風潮を反映し、この100年間（1850～1950）の様式発展を分析すると、伝統様式から洋風を受け入れ、さらに時代の流れを乗り込み、次々にバロック式、近代建築式などの最新様式を取り入れた。したがって、街屋建築の発展は表-3に帰納できる。様々な様式を用いた建物が迪化街の町並みを構成し、豊富な景観を与えた。街屋建築のルートはミンナン地域とみられ、豊かなパフォーマンスは洋風建築の影響と現代化の刺激と考えられる。そして、日本統治時代になってからの法律制限と都市整備の影響も街屋建築の成長に欠かせない要素と考えられる。

表-3 時間軸からみる様式の変遷とそのキーワード

年代	キーワード	様式
1850年代～	伝統	「ミンナン式」
1870年代～	真似	「倣洋楼式」
1890年代～	華麗	「洋楼式」
1900年代～	燦爛	「バロック式」
1910年代～	収斂	「近代建築式」

注)

1) 道路沿いの奥行の長い敷地に建てられる伝統的店舗併用住宅の称呼。台湾では、市屋、街屋、町屋、店屋などの名称があり、統一的な名称はない。本研究では建物の道路（街）に面する特徴から、「街屋」を用いる。

- 2) 迪化街は一段（南側）と二段（北側）に分かれるが、街屋建築は一段に集中している。二段は住宅街である。したがって本稿の対象も迪化街一段であるが、これを迪化街と呼んで論を進める。
- 3) 1950年代以降の台湾は、軍事予算が経済を圧迫し、建築に予算を割く余裕を失い、建物の外観デザインは重視されなくなっていった。
- 4) 李東明・波多野純『台北市・迪化街におけるアーケード（亭仔脚）の形成と変遷』、1997年度日本建築学会関東支部研究報告集、P541～P544、1998年3月。
- 5) 大安地政事務所にある日本統治時代から継続する地籍登録簿によると、最初の登記発生日は1917年に遡る。
- 6) 李東明・波多野純『台北市・迪化街におけるアーケード（亭仔脚）の形成と変遷』、第2回アジアの建築交流国際シンポジウム論文集、P321～P324、1998年9月
- 7) 建物のファサードは台湾語で「秀面（シュウ・ピン）」と呼ばれ、秀（シュウ）にはパフォーマンスの意味が含まれている。
- 8) 「ミンナン式」：福建省南部（福建省の古称はミンであり、その南部地域はミンナン地域と呼ばれる）の伝統的建築様式である。本研究では迪化街にある中国風の伝統様式に対して「ミンナン式」の名前を付けた。
- 9) 台湾語では、洋風の建築を洋楼と称する。
- 10) 李乾朗『台湾建築史』、雄獅圖書、1979年。
- 11) 楽山文教基金会『迪化街特定専用区現状調査及発展可能性研究』台北市政府工務局都市計画科、1988年。
- 12) 中原大学建築研究所都市設計研究室『大稻埕特定専用区初步発展構想及都市設計の研究』台北市政府工務局都市計画科、1990年。
- 13) 台北市政府都市發展局『大稻埕（迪化街）特定専用区計画案技術報告』台北市政府都市發展局、1995年。
- 14) 迪化街における「近代建築式」建築は主にアールデコと国際主義である。
- 15) 李乾朗『台湾建築百年』室内雑誌社、1994年11月。
- 16) 李乾朗『台湾近代建築之風格』室内雑誌社、1994年11月。
- 17) 泉州古建築編委会編：泉州古建築、泉州歴史文化センター、1990年8月。林蔭新編：鼓浪嶼建築芸術、天津大学出版社、1997年5月。汪之力編：中国伝統民居建築、美工図書社、1995年1月。尚林出版社編：浙江民居、尚林出版社、1997年7月。
- 18) 黄仁達著：紅顔未老—澳門の流金歲月、商智文化、1999年12月
- 19) Urban Redevelopment Authority (Singapore) : Chinatown History District, Urban Redevelopment Authority (Singapore), 1995年1月
- 20) 煉瓦は標準規格（23cm×11cm×6cm）で量産した。
- 21) 李乾朗『台湾建築史』雄獅圖書出版有限公司、1979年
- 22) 台湾での市区改正事業は台北城内（1899年）を始め、台中市橋町以下30町の市区改正（1926年）、台南市西港の市区改正（1931年）、鹿港の市区改正（1934年）、など、全部25地区に実行した。
- 23) 「丈八店面」：敷地の間口は一丈八尺（約5.45m）、進深二十四丈（約72.72m）と規定した。台湾知府・陳星聚により、1879年に公表された。
- 24) 台北県令甲22号（1896年10月20日）。
- 25) 台北県令第31号（1900年12月26日）、台北県報第227号。
- 26) 蔡之豪『日治時期台湾都市計画法制歷程之研究』、1999年
- 27) 黄武達『台北市之近代都市計画』、台湾都市史研究室、1996年
- 28) 「都市計画区域内ニ於ケル道路ニシテ行政官庁ノ指定スルモノニ沿ヒテ建築物ヲ建築スル者ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依リ亭仔脚又ハ之ニ準ズル設備ヲ設ケベシ。」
- 29) 「知事又ハ庁長ノ指定スル道路ニ沿ヒテ建築物ヲ建築スル者ハ亭仔脚（檐庇アル歩道）ヲ設ケベシ但シ特別ノ事由アルトキハ知事又ハ庁長ノ許可を受ケ檐庇ナキ歩道ヲ設ケルコトヲ得、知事又ハ庁長ハ本節ニ規定スルモノノ外亭仔脚及檐庇ナキ歩道ノ幅員及構造ニ関シ必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得。」